

《令和3年度第2回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日時 令和3年11月4日(木) 15:50～17:25
- 2 場所 消防庁舎 3階 講習会室
- 3 出席者 ■情報審査会
・千々和会長 ・野原委員 ・阿部委員 ・村瀬委員 ・三井委員
■情報審査会事務局
総務部総務室総務課
・高橋室長 ・松原課長 ・浅野係長 ・高橋主任補
■諮問事項担当部
・8名

《議事概要》

1 開会

2 議事

(1) 会長職務代理者指名

※千々和会長が、野原委員を会長職務代理者に指名。

(2) 諮問第1号 公文書非開示決定処分に係る審査請求について

(3) 諮問第2号 公文書非開示決定処分に係る審査請求について

(4) 諮問第3号 公文書非開示決定処分に係る審査請求について

(5) 諮問第4号 公文書非開示決定処分に係る審査請求について

(6) 諮問第5号 公文書非開示決定処分に係る審査請求について

(7) 諮問第6号 公文書非開示決定処分に係る審査請求について

- ・事務局から、審査の進め方、配付資料、これまでの経過・概要等について説明
- ・実施機関による事実の陳述の実施

〈審査会の判断〉

(諮問第1号)

- ・帯広市長が審査請求人に対して行った令和3年2月8日受付の公文書開示請求に対する同年2月19日付け帯広報第135号で行った公文書非開示決定処分は妥当である。

(諮問第2号)

- ・帯広市長が審査請求人に対して行った令和3年2月8日受付の公文書開示請求に対する同年2月19日付け帯広報第136号で行った公文書非開示決定処分は妥当である。

(諮問第3号)

- ・帯広市長が審査請求人に対して行った令和3年2月8日受付の公文書開示請求に対す

る同年2月19日付け帯環境第99号で行った公文書非開示決定処分は妥当である。

(諮問第4号)

- ・帯広市長が審査請求人に対して行った令和3年2月8日受付の公文書開示請求に対する同年2月19日付け帯広報第137号で行った公文書非開示決定処分は妥当である。

(諮問第5号)

- ・帯広市長が審査請求人に対して行った令和3年2月8日受付の公文書開示請求に対する同年2月19日付け帯農振第518号で行った公文書非開示決定処分は妥当である。

(諮問第6号)

- ・帯広市長が審査請求人に対して行った令和3年2月8日受付の公文書開示請求に対する同年2月19日付け帯都政第201号で行った公文書非開示決定処分は妥当である。

以 上

※ 諮問第1号から諮問第6号までの審議及び資料は、個人情報等を扱う調査審議に関する情報のため非公開が原則となり、本議事概要においても詳細は記載しておりません。